

# 令和2年度 前期（延期日程）危険物取扱者保安講習受講案内

広島県  
一般社団法人 広島県危険物安全協会連合会

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

## 1 受講義務者

危険物取扱者免状の交付を受け、現在、危険物製造所・貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している者(以下「受講義務者」という。 )は、次の期日までにこの講習を受講しなければなりません。

## 2 受講義務の期日

- 危険物の取扱作業に新たに従事することとなった者は、その日から1年以内。  
ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以後における4月1日から3年以内。
- 前回の講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している者は、前回講習日以後における4月1日から3年以内。  
※ 受講義務者が上記の期日までに受講しないときは、消防法の違反になります。

## 3 講習月日及び会場

講習日	会場	講習種別及び講習時間	
		午前	午後
次ページに記載			

(注意事項)

(1)「**給油取扱所**」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習。

「**コンビナート**」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習。

「**その他**」とは、上記以外の危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習。

(2)講習日時及び講習会場は、受講票によって指定し、**本人あてに通知**します。

(3)希望する講習日が定員に達した場合には、**希望日を変更する場合があります**ので、あらかじめ御承知おきください。

## 4 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間	
	午前	午後
規制の要点・過去3年間の法令改正事項	9:30～12:30	13:30～16:30
危険物の火災予防に関する事項		

※ 受付は、講習開始時間の30分前からです。

## 5 受講申請書等の配布場所

◎各消防局・本部(署) ◎(一社)広島県危険物安全協会連合会 ◎広島県危機管理監消防保安課

## 6 受講申請書の受付期間等

- 受付期間 **令和2年 8月20日(木)～ 9月2日(水)** ※土曜日及び日曜日は、受付をしていません。
- 受付時間 9時～16時30分(ただし、12時～13時を除く。)

※ **受付期間を過ぎてしまった場合は**、(一社)広島県危険物安全協会連合会にご連絡のうえ、申請書を当連合会に郵送又は直接持参してください。

## 7 受講申請書の提出先は、次のいずれかに提出してください。

◎各消防局・本部(署) ◎(一社)広島県危険物安全協会連合会(〒732-0053広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階)

※ **郵送による場合は、当連合会に送付してください。(消防本部等には郵送できません。)**

## 8 受講申請に必要な書類等

受講申請書	1 受講申請書の※印欄には記入しないこと。 2 保安講習受講票の「受講票・免状預証」の氏名欄は必ず記入すること。また、その裏面には返送用あて先を記入し、 <b>63円切手</b> を貼ること。 ※ <b>受講票の返送先はできるだけ、配達ミスのない勤務先としてください。</b> 3 「既得免状の状況」欄には、 <b>所持する全ての資格</b> について記入すること。 4 「受講希望」欄の希望地、希望月日は、従事している危険物施設の区分に応じた講習種別に従い、講習の場所及び月日を記入すること。 5 「従事している危険物施設の区分」欄には、必ずA・B・Cのいずれかの記号に○印をすること。 ※ やむを得ず「従事している危険物施設の区分」に対応した講習を受講できない場合は、第一希望日の講習種別を優先し、「従事している危険物施設の区分」(A・B・C)を必ず一致させてください。
受講手数料 4,700円 (非課税)	1 左記相当額の <b>講習手数料納付書の払込証明書</b> の全面に糊付けし、受講申請書(裏面)の所定欄にしっかりと貼ってください。 2 講習手数料の納付書は、各消防局・消防本部(署)、(一社)広島県危険物安全協会連合会、広島県危機管理監消防保安課にあります。 3 受講手数料を納付する際、振込手数料は必要ありません。

## 9 その他

- 受講票が**9月30日(水)**までに届かないときは、当連合会(082-261-8251)にお問合せください。
- 受講申請書受理後は、原則、申請書・手数料等は返却しません。
- 「受講票で指定された講習日」は、変更する会場の定員の枠内であれば変更が可能です。当連合会に連絡してください。
- 感染症や台風の影響など自然災害等により、やむを得ず講習を中止する場合は、その旨を当連合会のホームページに掲載します。
- 問い合わせ先

●(一社)広島県危険物安全協会連合会 〒732-0053 広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階 TEL(082)261-8251 FAX(082)261-8252  
● 広島県危機管理監消防保安課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL(082)513-2791

**広島、福山会場で受講される皆さんへのお願い ⇒ 自動車で来場しないでください。(講習会場には駐車できません。)**

令和2年度 前期（延期日程）  
危険物取扱者保安講習

1 講習日時・場所

月 日	曜日	場 所	会 場	講習種別及び講習時間	
				9:30~12:30	13:30~16:30
10月12日	月	広島市	広島県健康福祉センター 広島市南区皆実町1-6-29	-----	その他
10月13日	火	広島市	広島県健康福祉センター 広島市南区皆実町1-6-29	給油取扱所	その他
10月14日	水	広島市	広島県健康福祉センター 広島市南区皆実町1-6-29	給油取扱所	その他
10月15日	木	広島市	広島県健康福祉センター 広島市南区皆実町1-6-29	その他	給油取扱所
10月27日	火	呉市	広まちづくりセンター 呉市広古新開二丁目1-3	給油取扱所	その他
11月4日	水	福山市	福山消防合同庁舎 福山市沖野上町五丁目13-28	コンビナート	給油取扱所
11月5日	木	福山市	福山消防合同庁舎 福山市沖野上町五丁目13-28	その他	コンビナート
11月6日	金	福山市	福山消防合同庁舎 福山市沖野上町五丁目13-28	給油取扱所	その他
11月10日	火	東広島市	東広島市消防局 東広島市西条町助実1173-1	給油取扱所	その他
11月20日	金	廿日市市	はつかいち文化ホール さくらびあ 廿日市市下平良一丁目11-1	給油取扱所	その他
11月24日	火	三次市	みよしまちづくりセンター 三次市十日市西六丁目10-45	-----	その他
11月25日	水	三次市	みよしまちづくりセンター 三次市十日市西六丁目10-45	給油取扱所	その他
11月26日	木	大竹市	大竹市消防本部 大竹市立戸一丁目2-10	-----	コンビナート
11月27日	金	大竹市	大竹市消防本部 大竹市立戸一丁目2-10	コンビナート	コンビナート
12月9日	水	尾道市	(協)ペイタウン尾道 尾道市東尾道4-4	その他	その他
12月10日	木	尾道市	(協)ペイタウン尾道 尾道市東尾道4-4	給油取扱所	その他
12月15日	火	三原市	三原市消防本部 三原市宮浦一丁目22-2	-----	その他
12月16日	水	三原市	三原市消防本部 三原市宮浦一丁目22-2	給油取扱所	その他

2 申請受付期間 **令和2年8月20日（木）～9月2日（水）**

※ この期間を過ぎた場合は、（一社）広島県危険物安全協会連合会にご相談ください。

3 受講手数料 4,700円（所定の納付書により、金融機関に払い込んでください。）

4 講習申請書等 消防本部（署）、（一社）広島県危険物安全協会連合会、広島県危機管理監消防保安課にあります。

5 申請書の提出先 消防本部（署）、（一社）広島県危険物安全協会連合会に提出してください。

6 問合せ先 （一社）広島県危険物安全協会連合会 広島市東区若草町6-15坂部ビル1階 電話(082)261-8251

広島県危機管理監消防保安課

広島市中区基町10-52

電話(082)513-2791

**広島県**  
一般社団法人 広島県危険物安全協会連合会